

安全運転管理NEWS

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果が11月10日に警察庁から公表されました。

公表された内容は次のとおりです。

令和3年11月
警察庁

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集結果について

警察庁において、令和3年9月3日から同年10月2日までの間、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する意見の募集を行った結果、87件の御意見を頂きました。

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

- (1) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第六十八号）
- (2) 道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件（令和3年国家公安委員会告示第六十三号）

2 命令等の案を公示した日

令和3年9月3日

3 頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方

頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方は、別紙のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約していないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令のうちアルコール検知器の使用等に係る改正規定及び道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件は、令和4年10月1日から施行することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数 87件

(内訳)

パブリックコメント意見提出フォーム 60件

電子メール 21件

F A X 4 件

郵 送 2 件

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」等に対する御意見
及びこれに対する警察庁の考え方について

1 「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」関係

同内閣府令案に対しては、

- 酒気帯びの有無についてアルコール検知器を用いて確認を行うことや、当該確認の内容に関する記録を保管させることについては賛成。
- といった御意見があつた一方、
 - 自動車の使用者、安全運転管理者等及び被雇用者の業務負担や費用負担が増してしまう。
 - 飲酒の有無の検査等を怠った場合等について罰則規定を設けるべき。
 - 直行直帰の場合など目視で確認できない際の対応方法を検討して欲しい。ITによる点呼も合法として欲しい。
 - アルコール検知器の製造や購入準備の観点から、施行期日の延長や猶予期間を設けることを検討して欲しい。

といった御意見がありました。

この度の改正は、本年6月、千葉県八街市において飲酒運転のトラックによる交通事故が発生したことを受け、業務使用の自家用自動車における飲酒運転防止対策を強化することを目的としています。安全運転管理者に新たな業務の実施を義務付けるものであり、使用者等に一定の負担を課すものではありますが、業務使用の自動車による飲酒運転等の法令違反の防止を図る上で使用者や安全運転管理者の役割は大きいことから、この度の安全運転管理者の業務の拡充も踏まえ、使用者等において飲酒運転防止に一層取り組むことが期待されます。

安全運転管理者がその業務を怠ったことに対する罰則は設けられていないものの、安全運転管理者が当該業務を実施していないため自動車の安全な運転が確保されていないと認められる場合には、都道府県公安委員会による解任命令の対象となり、当該命令違反に対しては罰則が設けられています。

運転者の酒気帯びの有無を確認する方法は対面での目視が原則ですが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施

すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

- ① カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する方法
- ② 電話等によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる方法

のような方法で実施すれば、改正後の道路交通法施行規則第9条の10第6号の業務に該当します。

なお、上記の点も含め、改正規定の解釈・運用については、別途定めることを予定しています。

施行期日については、この度の改正が安全運転管理者の業務を新たに規定するものであり、アルコール検知器を用意することが求められるなど、相応の周知・準備期間が必要となることから、頂いた御意見を踏まえ、アルコール検知器の使用に係る改正規定は令和4年10月1日に施行することとしました。

- 2 「道路交通法施行規則第九条の十第六号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」関係
同告示案に対しては、
○ アルコール検知器の明確な技術基準や仕様を定めるべきといった御意見がありました。

安全運転管理者が酒気帯びの有無の確認に用いるアルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないこととしています。

3 その他

内閣府令案等に対する直接の御意見ではありませんが、飲酒運転等の厳罰化に関する御意見、自動車へのアルコール・インターロックの導入に関する御意見等がありました。

頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。